

「新型コロナウイルス感染症に関する総合案内窓口」 を設置しています。

大洗町役場住民課に「新型コロナウイルス感染症に関する総合案内窓口」の大型表示を設置しています。生活困窮等の相談や商工業の経営相談・補助申請など新型コロナウイルス感染症に関する案内窓口です。お気軽にお声がけください。また、電話でのお問い合わせ直通番号は下記のとおりです。

感染症の予防や相談	健康増進課	☎ 266-1010
商工業の経営相談、補助申請	商工観光課	☎ 267-5175
生活困窮等の相談	福祉課	☎ 267-5145
ご提言等	町長公室	☎ 267-5108

大洗町議会定例会のお知らせ

8月21日(金)から9月1日(火)まで、第3回議会定例会を開催いたします。会期日程の詳細については、大洗町議会ホームページにてご確認ください。

本定例会は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止及び傍聴にお越しくださる皆様の健康を守る観点から、本会議及び常任委員会審議の傍聴をご遠慮していただくことといたしました。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、本会議につきましては、役場庁舎内テレビモニター(1階ロビー、3階会議室)にてご覧いただけるようにしております。また、議会ホームページにおいて録画配信を行う予定です。

場 所 本会議 役場3階議場

問 合 せ 議会事務局(内線301・302)

[HP](http://www.town.oarai.lg.jp) <http://www.town.oarai.lg.jp>

開発行為の工事完了検査のご案内

都市計画法の規定により、住宅等を建築するため開発行為の許可を受けた方は、工事完了後、開発許可を受けた内容通り施工されているか確認する完了検査を受けることが法律で義務付けられています。

開発工事が完了しても、検査済証の交付を受けていない場合は、将来の増改築、用途の変更の際に支障が生じる場合もあります。

問 合 せ 茨城県土木部都市局建築指導課 県央建築指導室
☎ 301-4787(直通)

「介護の日」作文の募集について

茨城県では「介護」に関する作文を募集します。「介護について考えたこと」「自分がしている介護にまつわる幸せなエピソード」「介護を通じて得た喜び」「わが家でしている介護」など、あなたが「介護」に抱く思いを伝えてみませんか。

応募規定 800字程度。応募点数は1人1点。未発表作品に限ります。所定の応募用紙、あるいは応募用紙のコピー、A4サイズの任意の用紙に、題名、郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、年齢(学生の場合は学校名、学年)、電話番号、職業を明記し、下記作品送付先宛てに郵送してください。

応募用紙は大洗町役場福祉課、茨城県長寿福祉推進課で配布しております。

県ホームページからもダウンロードできます。

応募資格 茨城県内に在住または通勤・通学している中学生以上の方
賞(各々に賞状及び副賞あり)

茨城県知事賞、茨城県議会議長賞、茨城県老人福祉施設協議会長賞、茨城県社会福祉協議会長賞、茨城県理学療法士会会長賞、茨城県介護福祉士会会長賞

応募締切 9月4日(金)当日消印有効

発 表 10月下旬、入賞者に通知

11月8日(日)に表彰式を実施予定

作品送付先/問合せ

茨城県長寿福祉推進課 介護基盤整備グループ

(〒310-8555 水戸市笠原町978-6) ☎ 301-3321

[HP](http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shichoson/kaigo/kaigonohi/kaigonohi_index.html) http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shichoson/kaigo/kaigonohi/kaigonohi_index.html

目指せITのプロフェッショナル 県立IT短大オープンキャンパス2020開催

開催日時 8月29日(土)9:00~16:00

※申込締切:8月28日(金)まで

場 所 茨城県立産業技術短期大学校

対 象 者 ITに関心をお持ちの高校生及び保護者など

問 合 せ 茨城県立産業技術短期大学校 ☎ 269-5500

[HP](http://www.ibaraki-it.ac.jp) <http://www.ibaraki-it.ac.jp>

河川愛護活動に参加しませんか?

県が管理している河川(一級河川指定区間、二級河川)において、除草・清掃を実施していただける団体に、活動に必要な物品の支給・貸与等を行います。

1. 支援を受けられる団体とは

- (1) 原則として除草を中心とした活動を行う団体であること。ただし、社会秩序を乱すと考えられる団体等を除く。
- (2) 原則として、活動計画延長がおおむね100メートル以上であること。
- (3) 活動が河川管理の支障をきたす恐れのないこと。
- (4) 活動が本事業の目的を妨げる恐れのないこと。

2. 受けられる支援はどのようなものがあるの

- (1) 団体の活動に必要な鎌や手袋、ゴミ袋、飲料、刈払機の燃料等の支給、刈払機の貸与
- (2) 損害保険への加入費用の負担(団体等が自ら加入している損害保険を除く。)

3. どんな手続きをすればいいの

- (1) 活動をしようとする市町村を管轄する土木(工事)事務所に「事業登録届」を提出して団体の登録を受けてください。(登録は年度の途中からでもできます。)
- (2) 毎年度所長が指定する日までに「活動計画書兼消耗品貸与品要望書」を作成し、提出してください。
- (3) 清掃活動終了後30日以内、又は3月31日までのいずれか早い日までに、「実績報告書」により所長に活動状況を報告してください。
- (4) 2年目以降は(2)(3)の手続きで活動ができます。(「事業登録届」は初年度のみ。)
- (5) 登録した内容に変更が生じた場合は、「登録内容変更届」を提出してください。
- (6) 活動を辞退する場合は、「登録辞退届」を提出してください。

申込み/問合せ 水戸土木事務所 ☎ 225-4045